令和 2 年度「都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会 (各がん部会)の活動状況調査」<調査結果>

1. 背景·目的

がん検診を効果的に行うには適切な精度管理がきわめて重要です^{注)}。住民検診の精度管理は、生活習慣病検診等管理指導協議会(がん部会)等を活用して都道府県主導で行うことが厚生労働省より求められています。そこで、都道府県別に精度管理の活動内容を把握するため、「事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」^{※1}の遵守状況を調査しました。

※1「事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」は、都道府県が最低限行うべき精度管理項目を まとめたものです。これらの項目は、平成20年までに厚生労働省で行われた「がん検診に関する検 討会」及び「がん検診事業の評価に関する委員会」において作成されました。

なお、チェックリストについては厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業)「がん 検診の適切な把握法及び精度管理手法の開発に関する研究」班が現在改定を検討しており、本調査 は現時点での改定案に基づくパイロット調査として実施しました。

注) 精度管理の重要性について

がん検診は、有効性(がん死亡率減少効果)がある検診を前提に、精度管理により質を高く維持することで初めて成果につながります。これは海外で死亡率減少を実現している国で示されており、精度管理体制の水準の高低によって、検診の成果(死亡率減少)があがるかどうかが決まります。

また検診には必ず不利益(検査による合併症、偽陰性、偽陽性など)が存在します。精度管理は不利益を極力抑え、最小化するためのシステムとしても不可欠です。

この精度管理システムがないと、検診規模が拡大するにつれ不利益が増大して利益を上回ってしまい、検診の成果が期待できないだけでなく、住民に不利益のみを与える可能性もあります。

精度管理の手法は平成 20 年に厚生労働省から公表されました(下記ホームページ参照)。都 道府県が行う精度管理の要点は、市区町村や検診施設の間の質の差を最小限にし、どの地域の住 民に対しても同等の質の高い検診を提供することです。

ホームページ「科学的根拠に基づくがん検診推進のページ<がん検診の精度管理>」参照 http://canscreen.ncc.go.jp/management/index.html

2. 調查方法

2.1 調查対象、調查期間

健康増進事業に基づくがん検診(集団検診及び個別検診における、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5部位)を調査対象としました。47都道府県のがん検診担当課宛に回答を依頼し、令和3年3月26日~令和3年8月末日としました。

2.2 調査内容

「事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」(以下都道府県用チェックリストと略)の改

定案を用いて、各項目の遵守状況を伺いました。

2.3 回答方法

調査票の各項目につき、集団検診/個別検診のそれぞれの状況^{※2} (令和 2 年度の実績) に基づいて、 ○(回答期間内に実施した)、△(回答期間中には実施していないが、令和 3 年 8 月末日以降に確 実な実施予定はある)、×(未実施かつ今後も実施予定が無い)の 3 択で回答を得ました。

※2 一部、検診方式(集団検診/個別検診)別に分けずに聞いている項目もあります。

2.4 調査結果の集計方法

全調査項目について全国の実施率を集計しました。全国の実施率は、集計対象の都道府県数に対する、○ (当該項目を実施した) と回答した都道府県の割合としました。△ (実施予定あり) の回答は未実施 (×) として扱いました。

3. 結果 ※3

1) 回答状况

47 都道府県から回答を得ました(回答率 100%)。

2) 都道府県チェックリスト(改定案)の実施率一覧 別紙をご参照ください。

※3 調査結果の評価について

昨年度までは×の数 (非遵守項目数) により A~E 評価を行っていましたが、チェックリスト改定に伴い、 今後新たに評価基準を設定する予定です。今回は評価結果をお付けしていませんが、全国の実施率を参考 に、各都道府県で改善すべき項目の把握、改善策の検討をお願いいたします。なお、全国で特に実施率が 低かった項目については、今後厚労省研究班等が好事例を調査・分析し、別途ご報告する予定です。

令和2年度 都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会の活動状況調査 調査結果

【本調査の対象年度について】

- 令和2年度のがん検診ご担当者が把握可能な最新年度を想定し、下記を対象としました。
- ・ 令和2年度の検診体制 (市区町村や検診機関のチェックリスト遵守状況)
- ・平成30年度の検診のプロセス指標

(ただし、各都道府県の方針により、平成29年度のデータ(最新の地域保健・健康増進事業報告の公表値)や令和元年度のデータを集計・評価している場合もあり、本調査ではこの場合も可としています。)

【補足】

- ★ 令和2年度に車施された内容(車機)に基づき、回答期間内に車施した場合は○、令和3年8月末日以降に確重な車施于定があるものは△、未車施かつ今後も車施予定が無い場合は
 × と回答していただくようお願いしましたが、本調室結果では○の実施率のみ集計しています。
 ・ 市区町村別、検診機関別等の設問では、全ての市区町村あるいは検診機関で実施している場合にのみ○とご回答いたださました。なお、本調室における検診機関とは、実際に検診を行う個々の検診機関(医療機関)を指します。

【集計対象都道府県数】

- ・胃がんエックス線: (集団) 47都道府県 (個別) 46都道府県
- ・胃がん内視鏡検診: (集団) 33都道府県 (個別) 46都道府県 (プロセス指標関連の設問では45都道府県※)
- ※ 平成30年度(平成29年度または今和元年度)に置がん内視鏡検診を事施していない都道府県はプロセス指標関連の下記段間は非該当としました。
 - $2 \ (2) \ \sim 2 \ (2-2-4) \ , \ 3 \ (3-1) \ \sim 3 \ (3-1-4) \ , \ 4 \ (1) \ \sim 4 \ (2) \ , \ 5 \ (1) \ \sim 5 \ (1-4) \ , \ 5 \ (2) \ \sim 5 \ (2-5) \ , \ 8 \ (1-4) \ , \ 9 \ (1-2) \ , \ 9 \ (2-2) \ , \ 10 \ (1-2) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ , \ 10 \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ , \ 10 \ (1-8) \ ,$
- ・大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診: (集団・個別) 47都道府県
- ・肺がん検診: (集団) 47都道府県 (個別) 44都道府県

| | | □ 4€ | 6/X線 | # # / / | /内視鏡 | +15 | がん | R± | がん | 21 - | がん | | (単位を 頭がん | |
|-------|---|-------------|------|----------------|------|------|------|------|------|-------------|------|------|-------------|--|
| | | 集団 | 個別 | 集団 | 個別 | 集団 | 個別 | 集団 | 個別 | 集団 | 個別 | 集団 | 低 | |
| | 集計対象都道府県数 | 100-1 | 46 | 33 | 46 | 47 | 47 | 47 | 44 | 47 | 47 | 47 | | |
| 生活 | 習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営 | | | | | | | | | _ | | | | |
| (1) | がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師、 診療放射線技師(※)等の、がん検診に係わる専門家によって構成されていますか ※ 胃がん、肺がん、乳がん部会のみ | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 97.9 | 9 | |
| (2) | がん部会は、市区町村が策定した検診実施計画/検診体制等について、検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診機関、細胞診判定施設(※)、精密検査機関等と調整を行っていましたか ※子宮がん部会のみ | 83.0 | 82.6 | 75.8 | 82.6 | 83.0 | 83.0 | 83.0 | 84.1 | 83.0 | 83.0 | 83.0 | 8 | |
| (3) | 令和2年度のがん部会を開催しましたか | 51.1 | 50.0 | 42.4 | 52.2 | 48.9 | 48.9 | 46.8 | 47.7 | 51.1 | 51.1 | 53.2 | 5 | |
| (4) | 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診等従事者講習会を開催しましたか | 66.0 | 65.2 | 57.6 | 65.2 | 53.2 | 53.2 | 57.4 | 59.1 | 55.3 | 55.3 | 63.8 | 6 | |
| 受診 | 者数・受診率の集計 | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | 令和2年度の対象者数(推計でも可)を把握しましたか | 85.1 | 84.8 | 78.8 | 84.8 | 85.1 | 85.1 | 85.1 | 86.4 | 85.1 | 85.1 | 85.1 | 8 | |
| (2) | 平成30年度の受診者数・受診率を集計しましたか | 97.9 | 100 | 93.9 | 95.6 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | |
| (2-1) | 平成30年度の受診者数・受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか | 93.6 | 95.7 | 90.9 | 91.1 | 93.6 | 93.6 | 93.6 | 93.2 | 93.6 | 93.6 | 93.6 | | |
| (2-2) | 平成30年度の受診者数・受診率を市区町村別に集計しましたか | 97.9 | 100 | 93.9 | 95.6 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | Ī | |
| (2-3) | 平成30年度の受診者数を検診機関別に集計しましたか | 53.2 | 34.8 | 51.5 | 33.3 | 53.2 | 34.0 | 51.1 | 36.4 | 53.2 | 38.3 | 53.2 | Ī | |
| (2-4) | 平成30年度の受診者数を過去の検診受診歴別 (注1) に集計しましたか | 74.5 | 73.9 | 66.7 | 71.1 | 76.6 | 74.5 | 76.6 | 727 | 74.5 | 72.3 | 74.5 | | |
| 要精 | 検率の集計 | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | 平成30年度の要精検率を集計しましたか | 95.7 | 95.7 | 90.9 | 91.1 | 97.9 | 95.7 | 93.6 | 90.9 | 97.9 | 95.7 | 97.9 | | |
| (1-1) | 平成30年度の要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか | 87.2 | 87.0 | 81.8 | 82.2 | 85.1 | 83.0 | 83.0 | 79.5 | 87.2 | 85.1 | 87.2 | | |
| (1-2) | 平成30年度の要精検率を市区町村別に集計しましたか | 95.7 | 95.7 | 90.9 | 91.1 | 97.9 | 95.7 | 93.6 | 90.9 | 97.9 | 95.7 | 97.9 | | |
| (1-3) | 平成30年度の要精検率を検診機関別に集計しましたか | 55.3 | 32.6 | 54.5 | 33.3 | 55.3 | 31.9 | 48.9 | 29.5 | 55.3 | 36.2 | 55.3 | | |
| (1-4) | 平成30年度の要精検率を過去の検診受診歴別(注1)に集計しましたか | 66.0 | 65.2 | 57.6 | 60.0 | 66.0 | 63.8 | 66.0 | 61.4 | 66.0 | 63.8 | 66.0 | | |
| 精検 | 受診率の集計 | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | 平成30年度の精検受診率を集計しましたか | 97.9 | 95.7 | 90.9 | 91.1 | 97.9 | 95.7 | 93.6 | 90.9 | 97.9 | 95.7 | 97.9 | | |
| (1-1) | 平成30年度の精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか | 87.2 | 87.0 | 81.8 | 82.2 | 85.1 | 83.0 | 83.0 | 79.5 | 87.2 | 85.1 | 87.2 | | |
| (1-2) | 平成30年度の精検受診率を市区町村別に集計しましたか | 97.9 | 95.7 | 90.9 | 91.1 | 97.9 | 95.7 | 93.6 | 90.9 | 97.9 | 95.7 | 97.9 | | |
| (1-3) | 平成30年度の精検受診率を検診機関別に集計しましたか | 55.3 | 30.4 | 54.5 | 28.9 | 55.3 | 29.8 | 48.9 | 27.3 | 55.3 | 34.0 | 53.2 | | |
| (1-4) | 平成30年度の精検受診率を過去の検診受診歴別 (注1) に集計しましたか | 70.2 | 67.4 | 60.6 | 64.4 | 70.2 | 66.0 | 70.2 | 63.6 | 70.2 | 66.0 | 70.2 | | |
| (2) | 平成30年度の精検未受診率と未把握率を定義(注2)に従って区別し集計しましたか | 85.1 | 82.6 | 75.8 | 77.8 | 85.1 | 83.0 | 80.9 | 77.3 | 85.1 | 83.0 | 85.1 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

曹がん/X線 開かん/内担線 大陽がん 時がん 到がん 子宮頸がん 集団 個別 集団 個別 集団 個別 集団 個別 集団 個別 集団 個別 47 46 33 46 47 47 47 44 47 47 47 47 集計対象都道府県数 5. 精密検査結果の集計 平成30年度のがん発見率を集計しましたか 97.9 95.7 90.9 91.1 97.9 95.7 93.6 90.9 97.9 95.7 97.9 95.7 (1) (1-1)平成30年度のがん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか (1-2)平成30年度のがん発見率を市区町村別に集計しましたか 91.1 95.7 93.6 90.9 97.9 95.7 95.7 97.9 95.7 90.9 97.9 97.9 (1-3)平成30年度のがん発見率を検診機関別に集計しましたか 55.3 304 54 5 28.9 55.3 298 48 9 27.3 553 31.9 55.3 29.8 (1-4)平成30年度のがん発見率を過去の検診受診歴別(注1)に集計しましたか 68.0 65.2 66.0 63.6 681 66.0 57.6 60.0 68.1 68.1 66.0 68.1 (2) 平成30年度の早期がん割合(発見がん数に対する早期がん数)を集計しましたか 95.7 93.5 87.9 88.9 93.6 91.5 89.4 86.4 95.7 93.6 平成30年度の早期がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか (2-1)78.7 78.3 72.7 75.6 78.7 76.6 74.5 70.5 78.7 76.6 (2-2)平成30年度の早期がん割合を市区町村別に集計しましたか 91.5 91.3 84.8 86.7 89.4 87.2 85.1 81.8 91.5 89.4 (2-3)平成30年度の早期がん割合を検診機関別に集計しましたか 42.6 26.1 45.5 24.4 40.4 255 34.0 22.7 383 25.5 (2-4)平成30年度の早期がん割合を過去の検診受診歴別(注1)に集計しましたか 平成30年度の早期がんのうち、粘膜内がん数(胃がん、大腸がん)・非浸潤がん数(乳が (2-5)83.0 77.8 83.0 83.0 82.6 72.7 85.1 85.1 ん) を区別して集計しましたか (3) (子宮頸がん検診) 平成30年度の上皮内病変 (CIN・AIS) の数を集計しましたか 85.1 83.0 (子宮頸がん検診) 平成30年度の上皮内病変 (CIN・AIS) の数を年齢5歳階級別に集計し (3-1)74.5 72.3 (子宮頸がん検診) 平成30年度の上皮内病変 (CIN・AIS) の数を市区町村別に集計しまし (3-2)78.7 (子宮頸がん検診) 平成30年度の上皮内病変 (GIN・AIS) の数を検診機関別に集計しまし (3-3)34.0 19.1 (子宮頸がん検診) 平成30年度の上皮内病変 (CIN・AIS) の数を過去の検診受診歴別 (注 (3-4)59.6 57.4 1) に集計しましたか (子宮頭がん検診) 平成30年度の進行度がIA期のがん割合(がん発見数に対する進行度が (4) 85 1 830 JA期のがん数)を集計しましたか (子宮頸がん検診) 平成30年度の進行度がIA期のがん割合を年齢5歳階級別に集計しまし (4-1) 74.5 76.6 (4-2)(子宮頸がん検診) 平成30年度の進行度がIA期のがん割合を市区町村別に集計しましたか 83.0 (子宮頸がん検診) 平成30年度の進行度がIA期のがん割合を検診機関別に集計しましたか (4-3)34.0 21.3 (子宮頸がん検診) 平成30年度の進行度がIA期のがん割合を過去の検診受診歴別(注1) (4-4) 59.6 57.4 6. 偶発症の把握 検診中/検診後の重篤な偶発症を把握しましたか 55.3 56.5 48.5 56.5 53.2 50.0 532 53.2 53.2 53.2 (1) (2) 検診中/検診後の偶発症による死亡を把握しましたか 53.2 543 45.5 543 51.1 47.7 51.1 51.1 51.1 51.1 (3) 精密検査中/精密検査後の重篤な偶発症を把握しましたか 53 2 543 45.5 54.3 55.3 55.3 55.3 52.3 532 53.2 53.2 53.2 (4) 精密検査中/精密検査後の偶発症による死亡を把握しましたか 51.1 522 42.4 52.2 51.1 51.1 51.1 47.7 51.1 51.1 51.1 51.1 7. 追加調查 (1) 発見がんの病期/進行度・組織型・治療法について把握しましたか 21.3 217 21.2 21.7 21.3 21.3 23.4 25.0 191 19.1 19.1 19.1 がん登録を活用して、感度・特異度の算出や、予後調査ができるような体制を作っていま (2) 17.0 174 121 17.4 17.0 170 17.0 18.2 17.0 17.0 17.0 17.0 8. 精度管理評価に関する検討 (1) **精度管理評価を行いましたか** 91.3 93.6 93 2 936 936 936 935 87.9 936 936 93.6 936 市区町村チェックリスト(令和2年度検診分)の遵守状況を把握し、評価を行いましたか (1-1)83.0 783 75.8 76.1 83.0 78.7 83.0 79.5 83.0 78.7 83.0 78.7 検診機関用チェックリスト (令和2年度検診分) の遵守状況を把握し、評価を行いました (1-2)66.0 370 37.0 66.0 38.3 66.0 38.6 660 38.3 38.3 54.5 66.0 市区町村毎のプロセス指標値(平成30年度検診分)を把握し、評価を行いましたか (1-3)87.0 82.2 87.2 91.5 88.6 915 87.2 87.2 検診機関毎のプロセス指標値(平成30年度検診分)を把握し、評価を行いましたか (1-4)46.8 23.9 48.5 24.4 46.8 25.5 46.8 27.3 46.8 25.5 46.8 25.5 評価の低い、もしくは指標に疑義のある市区町村や検診機関に、聞き取り調査や現場訪問 (2) 61 7 500 51.5 45.7 617 511 61 7 52 3 617 51.1 61.7 511 を行って、原因を検討しましたか (3) 上記(2)の評価結果を踏まえて、精度管理上の課題と改善策を策定しましたか 48 B 41.3 45.5 37.0 46.8 40.4 46.8 40.9 46.9 40.4 48.9 42.6

61.7 63.6

66.0

評価手法や評価結果の解釈、聞き取り調査の方針、改善策の内容等についてがん部会に諮 り、具体的な助言を受けましたか

(単位 5)

| | 胃が | ん/X線 | 胃がん | /内視鏡 | 大腸 | がん | 肺力 | がん | 乳 | がん | _ | (単位)頭がん |
|--|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---------|
| | 集団 | 個別 | 集団 | 個別 | 集団 | 個別 | 集団 | 佐別 | 集団 | 億別 | 集団 | 個別 |
| 集計対象都道府県 | 女 47 | 46 | 33 | 46 | 47 | 47 | 47 | 44 | 47 | 47 | 47 | 47 |
| 事業評価の結果に基づく指導・助言 | | | | | | | | | | | | |
| 1) 市区町村に精度管理評価を個別にフィードパックしましたか | 85.1 | 80.4 | 84.8 | 78.3 | 85.1 | 80.9 | 85.1 | 81.8 | 85.1 | 80.9 | 85.1 | 80.9 |
| (1-1) 市区町村用チェックリスト(令和2年度検診分)の評価を個別にフィードバックしましたか | 70.2 | 65.2 | 66.7 | 63.0 | 70.2 | 66.0 | 70.2 | 65.9 | 70.2 | 66.0 | 70.2 | 66.0 |
| (1-2) 市区町村毎のプロセス指標値(平成30年度検診分)の評価を個別にフィードバックしまたか | 74.5 | 69.6 | 72.7 | 66.7 | 74.5 | 70.2 | 74.5 | 70.5 | 74.5 | 70.2 | 74.5 | 70. |
| (1-3) 精度管理に課題のある市区町村に改善策をフィードバックしましたか | 63.8 | 60.9 | 63.6 | 56.5 | 63.8 | 59.6 | 63,8 | 59.1 | 63.8 | 59.6 | 66.0 | 61 |
| 2) 検診機関に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか | 57.4 | 28.3 | 51.5 | 28.3 | 57.4 | 27.7 | 57.4 | 27.3 | 57.4 | 27.7 | 57.4 | 27 |
| (2-1) 検診機関用チェックリスト(令和2年度検診分)の評価を個別にフィードバックしましたか | 42.6 | 17.4 | 33.3 | 15.2 | 42.6 | 17.0 | 42.6 | 15.9 | 42.6 | 17.0 | 42.6 | 17 |
| (2-2) 検診機関毎のプロセス指標値(平成30年度検診分)の評価を個別にフィードバックしまたか | 23.4 | 8.7 | 18.2 | 6.7 | 23.4 | 8.5 | 23.4 | 9.1 | 23.4 | 8.5 | 23.4 | 8 |
| (2-3) 精度管理に課題のある検診機関に改善策をフィードバックしましたか | 31.9 | 15.2 | 21.2 | 13.0 | 31.9 | 14.9 | 31.9 | 13.6 | 31.9 | 14.9 | 31.9 | 14 |
| ③) フィードバックの手法や内容についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けましたか | 61.7 | 60.9 | 54.5 | 56.5 | 59.6 | 57.4 | 59.6 | 59.1 | 59.6 | 57.4 | 61.7 | 59 |
| 4) 前年度までにフィードバックした改善策の実行状況について、市区町村/検診機関への聞き 取り調査等により確認しましたか | 48.9 | 37.0 | 48.5 | 39.1 | 48.9 | 38.3 | 48.9 | 40.9 | 48,9 | 38.3 | 48.9 | 38 |
| . 事業評価の結果の公表 | | | | | | | | | | | | |
| 1) 精度管理評価をホームページ等で公表しましたか | 87.2 | 87.0 | 81.8 | 84.8 | 87.2 | 87.2 | 87.2 | 88.6 | 87.2 | 87.2 | 87.2 | 87 |
| 市区町村用チェックリスト(令和2年度検診分)の遵守状況と、その評価を公表しました か | 63.8 | 58.7 | 57.6 | 56.5 | 63.8 | 59.6 | 63.8 | 61.4 | 63.8 | 59.6 | 63.8 | 59 |
| (1-2) 市区町村毎のプロセス指標値(平成30年度検診分)とその評価を公表しましたか | 76.6 | 71.7 | 75.8 | 66.7 | 76.6 | 72.3 | 76.6 | 72.7 | 76.6 | 72.3 | 76.6 | 7: |
| (1-3) 検診機関用チェックリスト(令和2年度検診分)の遵守状況と、その評価を公表しました か | 38.3 | 15.2 | 27.3 | 15.2 | 38.3 | 17.0 | 38.3 | 15.9 | 38.3 | 17.0 | 38.3 | 17 |
| (1-4) 検診機関毎のプロセス指標値(平成30年度検診分)とその評価を公表しましたか | 17.0 | 4.3 | 12.1 | 4.4 | 17.0 | 6.4 | 17.0 | 6.8 | 17.0 | 6.4 | 17.0 | 6 |
| (1-5) 精度管理が要改善の市区町村について、フィードバックした改善策の内容を公表しましたか | 36.2 | 326 | 39.4 | 30.4 | 36.2 | 31.9 | 36.2 | 34.1 | 36.2 | 31.9 | 36.2 | 3 |
| (1-6) 精度管理が要改善の検診機関について、フィードバックした改善策の内容を公表しましたか | 12.8 | 8.7 | 9.1 | 8.7 | 12.8 | 8.5 | 12.8 | 9.1 | 12.8 | 8.5 | 12.8 | 8 |
| (1-7) 都道府県用チェックリストの遵守状況(自己点検結果)を公表しましたか | 59.6 | 56.5 | 57.6 | 58.7 | 59.6 | 57.4 | 59.6 | 56.8 | 59.6 | 57.4 | 59.6 | 57 |
| (1-8) 都道府県としてのプロセス指標値 (自己点検結果) を公表しましたか | 55.3 | 522 | 51.5 | 48.9 | 55.3 | 53.2 | 55.3 | 54.5 | 55.3 | 53.2 | 55.3 | 53 |
| 2) 公表の手法や内容についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けましたか | 53.2 | 52.2 | 48.5 | 52.2 | 51.1 | 51.1 | 51.1 | 52.3 | 51.1 | 51.1 | 53.2 | 53 |

(注1) 初回受診者及び逐年検診受診者等の受診歴別

<初回受診者の定義>

- ・過去3年に受診歴がない者(胃がん※/大腸がん/乳がん/子宮頸がん)
- ・前年に受診歴がない者(肺がん)

※過去3年間に胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかの受診歴がない者(平成27年度以前の胃内視鏡検査は検診受診歴に含めない)

(注2) 精検受診、精検未受診、精検未把握の定義

【精検受診】 精検機関より精検結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細(精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て)を申告したもの

【精検未受診】 要精検者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの(受診者本人の申告及び精検機関で受診の事実が確認されないもの)及び精検として不適切な検査が 行われたもの(たとえば便潜血検査の再検、喀痰細胞診要精検者に対する喀痰細胞診再検、ASC-USを除く要精検者に対する細胞診のみの再検など)

【精検未把握】精検受診の有無が分からないもの及び(精検受診したとしても)精検結果が正確に報告されないもの

なお、胃内視鏡検診では下記の整理とする

【精検受診】 内視鏡検診時に同時生検したもの、および、ダブルチェックで要再検査となり再検査を受診したもの

【精検未受診】再検査を受けなかったことが判明しているもの

【精検未把握】再検査受診の有無が分からないもの及び再検査の結果が正確に報告されないもの。ただし、同時生検で病理組織診断が不明(未報告を含む)な場合は、 精検未完了と考え、地域保健・建康増進事業報告では「精検受診、かつ、がん疑い又は未確定」として計上する

令和2年度都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会(各がん部会)の活動状況調査

【本調査の対象年度について】

本調査の対象年度は以下のとおりです(令和2年度の担当者が把握可能な最新年度)。

- ・令和2年度の検診体制(市区町村や検診機関のチェックリスト遵守状況)
- ・平成30年度の検診のプロセス指標※
- ※ プロセス指標に関する対象年度は、平成29年度または令和元度も本調査では可とします。 (都道府県によっては直近の地域保健・健康増進事業報告公表値や1年前の検診データを集計・分析しているため)

| | 1. | 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営 | 解説/回答基準 (令和2年度の実施体制についてご回答ください) | 乳力 | がん |
|------------------|-----|---|--|-------------|----|
| | (1) | がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師、診療放射線技師(※)等の、がん検診に係わる専門家によって構成されていますか。 ※ 胃がん、肺がん、乳がん部会のみ | ①すべての関係者が揃っているのが望ましいですが、少なくとも医師会が参加している場合は〇とご回答ください ②専門家による精度管理の協議が行われている場合には、異なる名称であっても生活習慣病検診等管理指導者協議会(各がん部会)の活動とみなしてご回答ください | C | О |
| | (2) | がん部会は、市区町村が策定した検診実施計画/検診体制等について、検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診機関、細胞診判定施設(※)、精密検査機関等と調整を行っていましたか ※子宮がん部会のみ | 専門家による精度管理の協議が行われている場合には、異なる名称であっても生活習慣病検診等管理指導者協議会(各がん部会)の活動とみなしてご回答ください | ; | × |
| | (3) | <u>令和2年度</u> のがん部会を開催しましたか | ①適切な検討を行うには委員同士の意見交換が必要なため、本調査では「協議」が行われている場合のみ〇とご回答ください シンライン開催の場合は委員の協議が行われていれば〇とご回答ください ③書面やメールによる持ち回り決議では協議が行われないため×とご回答く ださい | ? | × |
| | (4) | 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診等従事者講習会を開催しましたか | ①生活習慣病検診等管理指導協議会から委託を受けた外部機関(例:対がん協会支部など)が開催している場合も〇とご回答ください ②オンライン開催や、動画配信(一定期間を設けて自由に視聴する形式)による講習会でも〇とご回答ください ③資料配布のみの場合は×とご回答ください | (| О |
| | 2. | 受診者数・受診率の集計 | 解説/回答基準 (令和2年度の実施体制についてご回答ください) | - | • |
| | (1) | 令和2年度 の対象者数(推計でも可)を把握しましたか | (令和2年度の実施体制についてご回答ください) 「現かん 「現所、医師会、がん検診関連学会に所属する学院総数 関節、診療技術技術師(第)等の、が人検診に係わる専門 では、元前人の最近のと 「場合したこのまた」と特別で関係を対象では、異なる名称であっても主席習慣病検診等管理指導者協議会(各が人が会)の活動とかなしてごのという。 「経済大力」、定義的異から医療会、検診機関、細胞診 はたれるよう。広域的異から医療会、検診機関、細胞診 はたれるよう。広域的異から医療会、検診機関、細胞診 が力でも主席習慣病検診等管理指導者協議会(各が人が会)の活動と かなしてご回答ください 「適切な検討を行うには毒臭可もの美臭支険が必要なため、未満変では「協 関すが有力とは一般を受け、このとの語を、検診機関、細胞診 が力でも主席習慣病検診等管理指導者協議会(各が人が会)の活動と かなしてご回答ください 「適切な検討を行うには毒臭可もの美臭支険が必要なため、未過変では「協 関すが行われている場合のようと「回答ください の場合を開催しましたか 「連挙機構会数等で関連指導的議会が必要なため、未過変では「協 関すが行われている場合ののと「回答ください 「連挙機構会数等で関連指導的議会」(各が人が会)の活動と なるなど、が開催している場合ものと「回答ください 「生活機構会数等で関連指導的議会」(各が人が会)と「回答ください 「生活機構会数等で関連指導的基金が必要なため、未過変では「協 関すが行われている場合ものと「回答ください 「生活機構会数等で関連指導的基金が必要なため、未過度では「協 関すが行われている場合ものと「回答ください 「生活機構会数等で関連指導を行かしていればのと「回答ください 「生活機構会数等で関連が持ちれている場合ものと「回答ください 「会別を表す、受診事を集計しましたか 「の受診者数・受診事を開始」に注)・年齢が虚階機別に集計 ましたか 「の受診者数・受診事を開始」に注)・年齢が虚階機別に集計 ましたか 「の受診者数・受診事を開始」(注)・年齢が虚階機関別に集計 ましたか 「の受診者数を過去の検診受診理別(注)に集計しましたか 「の要核検率を推別(注)・年齢が虚階観別に集計しましたか 「の要核検率を推別(注)・年齢の虚階観別に集計しましたか 「の要核検率を検診機関別に集計しましたか 「の要核検察察理を検診したいの対しを対しましたか 「対しているの表しないの対しないの表しないの対しないの表しないの表しないの表しないの表しないの表しないの表しないの表しないの表 | 1回 <i>时</i> | |
| | (2) | 平成30年度の受診者数・受診率を集計しましたか | | 0 | 0 |
| (2 | (2 | -1) 平成30年度の受診者数・受診率を性別 (注1) ・年齢5歳階級別に集計 しましたか | (3年前) や、1年前のデータを分析対象にしている場合も〇とご回答 | 0 | 0 |
| [´] が×の | (2 | -2) 平成30年度の受診者数・受診率を市区町村別に集計しましたか | ② (2) (2-1) (2-2) の受診率集計については、分母(対象者数)を | 0 | 0 |
| の場合は | (2 | -3) 平成30年度の受診者数を検診機関別に集計しましたか | 原 (※) 等の、が人検診に係わる専門 で生まると素質を受けている場合には、異なる名称であっても生活管理病情診等管理指導者協議会(各が人部会)の活動とみなしてこの音をださい。 | × | |
| × | (2 | -4) 平成30年度の受診者数を過去の検診受診歴別(注2)に集計しました か | | 0 | 0 |
| | 3. | 要精検率の集計 | | - | • |
| - | (1) | 平成30年度の要精検率を集計しましたか | | | 個別 |
| (1 | (1- | -1) 平成30年度の要精検率を性別(注1)・年齢5歳階級別に集計しました か | | 0 | 0 |
|)が× | (1- | -2) 平成30年度の要精検率を市区町村別に集計しましたか | ください | 0 | 0 |
| の場合は | (1- | -3) 平成30年度の要精検率を検診機関別に集計しましたか | (東和本権の契約を持ついて、回答で見されて、) 「一字への動係者が第っているのが望ましいですが、少なくとも医酵会が参加している場合はとご問答ください。 「空間ではる情報を買った経過を持つして、「おいているのが望ましいですが、少なくとも医酵会が参加している場合はとご問答ください。「空間ではる情報を買った経過が行われている場合には、異なる名称であってとまる情報を買った経過が行われている場合には、異なる名称であってとまる情報を開め、「大きない」の活動とから医師会、検診体限、細胞診構物を登録しましたが、「一般の表し、「」」」」 「「一般の表し、「」」」」」」」」」」 「「一般の表し、「一般の表し、「」」」」」」 「一般の表し、「一般の表し、「」」」」 「一般の表し、「一般の表し、「」」」」 「一般の表し、「一般の表し、「」」」」」 「一般の表し、「一般の表し、「」」」」 「一般の表し、「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「一般の表し、「」」」」 「一般の表し、「一般の表し、「」」」」 「一般の表し、「」」」」 「一般の表し、「」」」」 「一般の表し、「」」」」 「一般の表し、「」」」」 「一般の表し、「」」」 「中級の表し、「」」」 「中級の表し、「」」」 「中級の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般の表し、「」」」 「一般し、「」」」 「一般し、「」」 「一般し、「」」」 「一般し、「」」」 「一般し、「」」」 「一般し、「」」」 「一般し、「」」」 「一般し、「」」 「一般し、「」」 「一般し、「」」 「一般し、「」」 「一般し、「」」 「一般し、「」」 | 0 | × |
| は × | (1- | -4) 平成30年度の要精検率を過去の検診受診歴別 (注2) に集計しました か | | 0 | 0 |

| | 4. 精 | 検受診率の集計 | 解説/回答基準 | 乳力 | がん | | |
|-----------------|-------|--|--|--|----|--|--|
| | | | (令和2年度の実施体制についてご回答ください) | 集団 個別 | | | |
| | (1) | 平成30年度の精検受診率を集計しましたか | | 0 | 0 | | |
| | (1-1) | 平成30年度の精検受診率を性別 (注1) ・年齢5歳階級別に集計しましたか | | 0 | 0 | | |
| 1) 5 (| (1-2) | 平成30年度の精検受診率を市区町村別に集計しましたか | ①都道府県の方針により、「地域保健・健康増進事業報告」の公表値 (3年前) や、1年前のデータを分析対象にしている場合も〇とご回答 ください | 0 | 0 | | |
| × の場 | (1-3) | 平成30年度の精検受診率を検診機関別に集計しましたか | ②肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診 者/総受診者」別に把握・集計できている場合に〇とご回答ください | 0 | × | | |
| 合 は × | (1-4) | 平成30年度の精検受診率を過去の検診受診歴別(注2)に集計しましたか | | 0 | 0 | | |
| | (2) | 平成30年度の精検未受診率と未把握率を定義(注3)に従って区別し集計 しましたか | | 0 | 0 | | |
| | 5. 精 | 密検査結果の集計 | 解説/回答基準 | 乳力 | がん | | |
| | | | (令和2年度の実施体制についてご回答ください) | 集団 | 個別 | | |
| | (1) | 平成30年度のがん発見率を集計しましたか | | 0 | 0 | | |
| 1 | (1-1) | 平成30年度のがん発見率を性別 (注1) ・年齢5歳階級別に集計しましたか | ↑ ①都道府県の方針により、「地域保健・健康増進事業報告」の公表値 (3年前)や、1年前のデータを分析対象にしている場合も○とご回答 | 0 | 0 | | |
| がく | (1-2) | 平成30年度のがん発見率を市区町村別に集計しましたか | ください | 0 | 0 | | |
| 易合 | (1-3) | 平成30年度のがん発見率を検診機関別に集計しましたか | ②肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できている場合に〇とご回答ください | 0 | × | | |
| ま - × | (1-4) | 平成30年度のがん発見率を過去の検診受診歴別 (注2) に集計しましたか | | 0 | 0 | | |
| | (2) | 平成30年度の早期がん割合(※)(発見がん数に対する早期がん数)を 集計しましたか ※ 肺がんでは臨床病期0~1期のがん割合 | | 0 | 0 | | |
| | (2-1) | 平成30年度の早期がん割合を性別 (注1) ・年齢5歳階級別に集計しま したか | ①都道府県の方針により、「地域保健・健康増進事業報告」の公表値 (3年前) や、1年前のデータを分析対象にしている場合も〇とご回答 ください | 0 | 0 | | |
| 2) が_ | (2-2) | 平成30年度の早期がん割合を市区町村別に集計しましたか | ②肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できている場合に〇とご回答ください | 0 | 0 | | |
| × の 昜_ | (2-3) | 平成30年度の早期がん割合を検診機関別に集計しましたか | マール (乳がん)の定義> 腫瘤の大きさが触診上2センチ以下で、転移を思わせるリンパ節を触 | × | × | | |
| 合 は × | (2-4) | 平成30年度の早期がん割合を過去の検診受診歴別(注2)に集計しま したか | | 0 | 0 | | |
| | (2-5) | 平成30年度の早期がんのうち、粘膜内がん数(胃がん、大腸がん)・非 浸潤がん数(乳がん)を区別して集計しましたか | | 0 | 0 | | |
| | 6. 偶 | 発症の把握 | 解説/回答基準 (令和2年度の実施体制についてご回答ください) | 乳丸 | がん | | |
| | (1) | 検診中/検診後の重篤な偶発症を把握しましたか ※ 大腸がん検診除く ※ 入院治療を要するもの | ① (1) ~ (4) の4項目は、次の方法によって把握が可能です | 値答 O O O O O O O O O O O O O O O O O O O | | | |
| | (2) | 検診中/検診後の偶発症による死亡を把握しましたか ※ 大腸がん検診除く ※ がんの見逃しによるものを除く | ・厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「偶発症の有無別人数」を 基に集計する ・主要な医療機関(検診や精密検査を担当する機関)に、検診対象者の検 査・治療における偶発症を報告するための依頼文書(注4) を送付し、その 報告と 対にを記せる | (|) | | |
| | (3) | 精密検査中/精密検査後の重篤な偶発症を把握しましたか ※ 入院治療を要するもの | 報告を基に集計する ②偶発症例は以下のとおりです ・検診後の重視な偶発症 フェロット、2000年間が後のアウロットにのタールの第 | (|) | | |
| | (4) | 精密検査中/精密検査後の偶発症による死亡を把握しましたか ※ がんの見逃しによるものを除く | 子宮頸がん:細胞診採取後の子宮陰部からの多量出血等 ・精検中/精検後の重篤な偶発症 子宮頸がん:組織診後の多量出血/検査後の骨盤内感染症等 | (|) | | |
| | 7. 追 | 加調査 | 解説/回答基準 (令和2年度の実施体制についてご回答ください) | 乳力 | がん | | |
| | (1) | 発見がんの病期/進行度・組織型・治療法について把握しましたか | | ; | × | | |
| | (2) | がん登録を活用して、感度・特異度の算出や、予後調査ができるような 体制を作っていますか | | ; | × | | |

| (令和2年度の実施体 (1) 構度管理評価を行いましたか 本項目では評価手法は特に指定 (1-1) 評価を行いましたか 東部を行いましたか 次すべての市区町村が対象 (1-2) ※ すべての市区町村が対象 (1-2) ※ すべての市区町村が対象 (1-3) 市区町村島のプロセス指揮値(平成30年度検診分)を把居し、評価を (1-3) 素を関している場合に (1-3) 素を関係しての機能機関(学療機関(診療所やクリニック等も含む)が対 家 (1-3) ※ すべての南区町村が対象 (1-3) が (1-3) ※ すべての検診機関(学療機関(診療所やクリニック等も含む)が対 家 (1-3) ※ すべての検診機関(学療機関(学療機)) を把居し、評価を (1-4) ※ すべての検診機関(学療機関(学療機)) を把居し、評価を (1-4) ※ すべての検診機関(学療機) (お後機) (おりましたか (1-2) | 解説/回答基準 (令和2年度の実施体制についてご回答ください) | 乳 | | | |
|---|---|--|---|----|----|
| (1 | 1) | 精度管理評価を行いましたか | 本項目では評価手法は特に指定していません | 集団 | 個別 |
| | (1-1) | 評価を行いましたか | ①チェックリスト遵守状況について、全国や他都道府県との比較、都道府県内の市区町村間のばらつきを確認している場合に〇とご回答ください ②評価基準は各都道府県で設定してください | 0 | 0 |
| | (1-2) |) し、評価を行いましたか ※すべての検診機関/医療機関(診療所やクリニック等も含む)が対 | ①チェックリスト遵守状況について、都道府県内の市区町村間や検診機関間のばらつきを確認している場合に〇とご回答ください ②評価基準は各都道府県で設定してください | 0 | × |
| (1 | (1-3) |) 行いましたか | 受診率、要精検率、精検受診率、精検未受診率、精検未把握率、がん発見率 について、基準値との比較や全国/他都道府県との比較、都道府県内の市区町 村間のばらつきを確認している場合に〇とご回答ください | 0 | 0 |
| ×の場合は | (1-4) |) 行いましたか ※すべての検診機関/医療機関(診療所やクリニック等も含む) が対 | きを確認している場合に〇とご回答ください ②本調査では都道府県から委託を受けた専門組織や地区医師会単位(※)で プロセス指標値を集計・評価している場合も〇とご回答ください ※個別検診では将来的に、これらの団体が地域の精度管理向上を主導するこ | 0 | × |
| (2 | 2) | 聞き取り調査や現場訪問を行って、原因を検討しましたか ※チェックリストの回答(令和2年度検診分)やプロセス指標値(平成30 | ①市区町村と検診機関の双方に調査が必要な事案については、双方に対して 調査を行った場合にOとご回答ください ②該当する市区町村や検診機関が無い場合は、仮に評価が低い/指標に疑義が ある場合に調査をする方針があればOとご回答ください | 0 | × |
| (3 | 3) | | | 0 | × |
| (4 | 4) | | | : | × |
| | 9. 評 | 価と改善策のフィードパック(指導・助言) | 解説/回答基準 (令和2年度の実施体制についてご回答ください) | 乳 | がん |
| | | | | 集団 | 個別 |
| (1 | 1) | 市区町村に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか | 本項目ではフィードバック内容は特に指定しません | 0 | 0 |
|) | (1-1) |) フィードバックしましたか | 地域全体の評価と、当該市区町村の個別の評価がフィードバックされ | 0 | 0 |
| ×の場合 | (1-2) | フィードバックしましたか | ていれば〇とご回答ください | 0 | 0 |
| × | (1-3) | 制度管理に課題のある市区町村に改善策をフィードバックしましたか | 該当する市区町村が無い場合は、仮に課題があった場合に改善策を フィードバックする方針があれば〇とご回答ください | 0 | 0 |
| (2 | 2) | 検診機関に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか | 本項目ではフィードバック内容は特に指定しません | 0 | × |
| (2 | (2-1) |) フィードバックしましたか ※すべての検診機関/医療機関(診療所やクリニック等も含む)が対 | フィードバック資料に、地域全体の評価と、当該検診機関の個別の評価が示されていればOとご回答ください | 0 | × |
|)が×の場合は | (1-2) 市区フィッツ (1-3) 精度 (1-3) 精度 (2-1) 検診機関 (2-1) ※ (2-2) ※ 象 |) フィードバックしましたか ※すべての検診機関/医療機関(診療所やクリニック等も含む)が対 | ②本調査では都道府県から委託を受けた専門組織や地区医師会単位(※)でのフィードバックも〇とご回答ください ※個別検診では将来的に、これらの団体が地域の精度管理向上を主導するこ | 0 | × |
| | (2-3) | 精度管理に課題のある検診機関に改善策をフィードバックしましたか | 該当する検診機関が無い場合は、仮に課題があった場合に改善策を フィードバックする方針があれば〇とご回答ください | 0 | × |
| (3 | 3) | | | : | × |
| (4 | 4) | | 前年度までに改善策のフィードバックを実施していない場合は、仮に 実施した場合に、聞き取り調査等を行う方針があれば〇とご回答くだ さい | × | × |
| | | | | _ | _ |

| (1-1) 市区町村用チェック 評価を公表した ※すべての市区町村 毎のプロセ しましたか ※すべての市区町村 接診機関用チェック 評価を公表した ※すべての検診機関 月 チェック 評価を公表した ※すべての検診機関 第 (1-3) 検診機関 毎のプロセ とましたか ※すべての検診機関 第 (1-4) ※すべての検診機関 第 (1-5) 精度管理が要改ました (1-5) 精度管理が要改ました (1-6) 精度管理が要改ました (1-7) 都道府県用チェック たか (1-8) 都道府県としてのプ 公表の手法や内容につい (2) ※すべてのず | 価と改善策の公表 | 解説/回答基準 (令和2年度の実施体制についてご回答ください) | 乳力 | がん | |
|--|----------|---|---|----|----|
| | | | (市和2年度の美施体制についてこ回答ください) | 集団 | 個別 |
| | (1) | 精度管理評価をホームページ等で公表しましたか | 本項目では公表内容は特に指定しません | 0 | 0 |
| | (1-1) | 市区町村用チェックリスト(令和2年度検診分)の遵守状況と、その評価を公表しましたか ※すべての市区町村が対象 | | × | × |
| | (1-2) | 市区町村毎のプロセス指標値(平成30年度検診分)とその評価を公表 しましたか ※すべての市区町村が対象 | 公表内容については、少なくとも精検受診率(がん対策推進基本計画 目標値の90%を達成したか)の情報を必須とします | 0 | 0 |
| | (1-3) | 検診機関用チェックリスト(令和2年度検診分)の遵守状況と、その評価を公表しましたか ※すべての検診機関/医療機関(診療所やクリニック等も含む)が対象 | | × | × |
| | (1-4) | ※すべての検診機関/医療機関(診療所やクリニック等も含む)が対 | ①公表内容については、少なくとも精検受診率(がん対策推進基本計画目標値の90%を達成したか)の情報を必須とします ②本調査では都道府県から委託を受けた専門組織や地区医師会単位 (※)での公表も〇とご回答ください ※個別検診では将来的に、これらの団体が地域の精度管理向上を主導することが望ましいです | 0 | × |
| | (1-5) | 精度管理が要改善の市区町村について、フィードバックした改善策の 内容を公表しましたか | 該当する市区町村が無い場合は、仮に要改善の市区町村があった場合に公表する方針があれば〇とご回答ください | × | × |
| | (1-6) | 精度管理が要改善の検診機関について、フィードバックした改善策の 内容を公表しましたか | 該当する検診機関が無い場合は、仮に要改善の検診機関があった場合に公表する方針があれば〇とご回答ください | × | × |
| | (1-7) | 都道府県用チェックリストの遵守状況(自己点検結果)を公表しましたか | | 0 | 0 |
| | (1-8) | 都道府県としてのプロセス指標値(自己点検結果)を公表しましたか | 受診率、要精検率、精検受診率、精検未受診率、精検未把握率、がん 発見率をすべて公表している場合に〇とご回答ください | × | × |
| | | 公表の手法や内容についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けました か | | ; | × |

- (注1) 乳がん検診、子宮頸がん検診は除く
- (注2) 初回受診者及び逐年検診受診者等の受診歴別
 - <初回受診者の定義>
 - ・過去3年に受診歴がない者 (胃がん※/大腸がん/乳がん/子宮頸がん)
 - ・前年に受診歴がない者(肺がん)
 - ※過去3年間に胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかの受診歴がない者(平成27年度以前の胃内視鏡検査は検診受診歴に含めない)
- (注3) 精検受診、精検未受診、精検未把握の定義

【精検受診】 精検機関より精検結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細(精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て)を申告したもの

【精検未受診】要精検者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの(受診者本人の申告及び精検機関で受診の事実が確認されないもの)及び精検として不適切な検査が行われたもの (たとえば便潜血検査の再検、喀痰細胞診要精検者に対する喀痰細胞診再検、ASC-USを除く要精検者に対する細胞診のみの再検など)

【精検未把握】精検受診の有無が分からないもの及び(精検受診したとしても)精検結果が正確に報告されないもの

なお、<u>胃内視鏡検診</u>では下記の整理とする

【精検受診】 内視鏡検診時に同時生検したもの、および、ダブルチェックで要再検査となり再検査を受診したもの

【精検未受診】再検査を受けなかったことが判明しているもの

【精検未把握】再検査受診の有無が分からないもの及び再検査の結果が正確に報告されないもの。ただし、同時生検で病理組織診断が不明(未報告を含む)な場合は、精検未完了と考え、 地域保健・健康増進事業報告では「精検受診、かつ、がん疑い又は未確定」として計上する

(注4) 依頼文書の雛型は「自治体のためのがん検診精度管理支援のページ」 http://nxc.jp/nccscr-commu/ に掲載

各精度管理評価と改善策、それらの情報公開について

精度管理の手法は、平成 20 年に厚生労働省が「今後の我が国におけるがん検診事業の在り方について」として公 表しました。この中で、都道府県が行う精度管理の要点は、市区町村や検診施設の間の質の差を最小限にし、どの地 域の住民に対しても同等の質の高い検診を提供することです。

都道府県用の事業評価のためのチェックリストは現在改定検討されており、それに合わせてチェック内容に関する解説 /回答基準は、より具体的になっています。(資料3 − 3参照) その結果、これまでは、「○(実施していた)」となっ ていた箇所が「×(未実施)」となることになりました。

今後は、この状況に可能な限り対応できるように検討予定です。

○令和2年度

| 9. 評価と改善策のフィードバック(指導・助言) | 解説/回答基準 (令和2年度の実施体制についてご回答ください) |
|--------------------------|--|
| (1) | 地域全体の評価と、当該市区町村の個別の評価がフィードバックされていれば〇とご回答ください |
| ○令和3年度 | П |

○令相3年度

| 9. 評価と改善策のフィードパック(指導・助言) | 解説 答基準 (令和3年度の実施体 2 ついてご回答ください) |
|--------------------------|--|
| 市区町村毎のプロセス指標値(令和元年度検診分) | ①地域全体の評価と、当該市区町村の個別の評価が共にフィードバックされて いれば〇とご回答ください |
| ※すべての市区町村が対家 | ②受診率、要精検率、精検受診率、精検未受診率、精検未把握率、がん発見率、陽性反応適中度の評価を全てフィードバックしている場合に〇とご回答ください |

※ これまでは、精検受診率のみをフィードバックしていた。今後は、フィードバック内容を追加していく予定。

以下に対応するため、フィードバックする内容をより詳細にする予定

- 市区町村用チェックリスト評価の個別フィードバック(問 9-1-1)
- 市区町村毎のプロセス指標値評価の個別フィードバック(問9-1-2)
- 検診機関用チェックリスト評価の個別フィードバック (問 9-2-1)
- 検診機関毎のプロセス指標値評価の個別フィードバック(問9-2-2)

以下に対応するため、情報公開する内容をより詳細にする予定

- 市区町村用チェックリストの遵守状況とその評価個別フィードバック(問 10-1-1)
- 検診機関用チェックリストの遵守状況とその評価個別フィードバック(問 10-1-3)
- 精度管理要改善の市区町村についてフィードバックした改善策の内容(問10-1-5)
- 精度管理要改善の検診機関についてフィードバックした改善策の内容(問10-1-6)

都道府県別プロセス指標値 乳がん検診

| (都道府県別) | プロ | セス指標 | 票一覧(| 国立がん | 研究セン | ンター) | (央彰) を基に当t | 協議会で | 編集) | | | | | | | | | | | | | | | | 目標到達 | [| 許容範囲 |] [| | 要改善 | | | | 単位: % |
|--|-------------|------|--------------|---------|-------|------|-----------------------|------------|---------------|---------|--|-----------|---|--------------------|------------------------|-----|-----|-------------------|------|--|----------|--|---------|--|--|------------|-------------------|------------------|----|--------------------|--|---------------|-------------------|-------|
| 受 | 受診: | 率(40 | 0~69歳 | () | | | | | | | | | | | | ブ | ロセス | ス指標 | (平成3 | 0年度、40 | ~74歳 | 嵬) | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年 | 在度 | . | 숙 | 和元年 | 度 | | | | 1 | | 1 | 集 | 団検診 | | 1 | | | | | | | ı | | | | 個別 | 検診 | | _ | | | | | |
| T 100,50- | T /X | | | 1H/U-T/ | × | | 要精検薬 | 率 | がん発見 | 見率 | 陽性反 | 応適中度 | 精検引 | 記率 | 精検未受 | 診率 | 1 | 精検未把 | 握率 | 要精検 | 率 | がん発見 | 率 | ß | 陽性反応適 | 中度 | 精検受 | 診 率 | | 精検未受 | 診率 | 7 | 精検未把 | 握率 |
| 頁位 目標値:5 | 50.09 | %以上 | 順位 | 目標値:50. | .0%以上 | 順位 | 許容値:1 | 1.0%以下 | 順位 許容値: | 0.23%以上 | 順位 許額 | 值: 2.5%以上 | 順合 | 90.0%以上 80.0%以上 | 目標値:5. 順位 許容値:10 | | 順位 | 目標値:5.0 許容値:10 | | 順位 許容値: | 11.0%以下 | 順位 許容値:(| 0.23%以上 | 順位 | 許容値:2 | .5%以上 | 順点 | 0.0%以上 0.0%以上 | 順位 | 目標値:5. 許容値:10 | | 順位 | 目標値:5.0 許容値:10 | .0%以下 |
| 1 宮城県 | | 27.0 | 1 宮 | 城県 | 26.6 | 1 | 福島県 | 1.6 | 1 島根県 | 0.57 | 1 岩手 | 見 16.9 | + + - | | 1 長崎県 | 0.5 | 1 | 徳島県 | 0.0 | 1 山梨県 | 3.8 | 1 宮崎県 | 0.67 | 1 | 宮崎県 | 17.1 | 1 岩手県 | 97.1 | 1 | 宮城県 | 0.3 | | 高知県 | 0.0 |
| 2 岩手県 | +- | | 2 岩 | | 25.3 | _ | 岩手県 | 1.8 | 2 山口県 | 0.46 | | | 2 宮城県 | | | 0.7 | 2 | 滋賀県 | 0.3 | | 3.9 | | 0.66 | - | | 12.0 | 2 宮城県 | 97.1 | 2 | + | 0.6 | 1 | 石川県 | 0.4 |
| 3 山梨県 | +- | 25.2 | | 梨県 | 24.8 | _ | 愛媛県 | 2.6 | 3 宮崎県 | 0.41 | 1 1 1 | | + + | | H | 0.7 | 3 | 群馬県 | 0.4 | 3 福島県 | 4.6 | | 0.64 | 1 | 香川県 | 11.1 | 3 高知県 | 96.0 | 1 | 兵庫県 | 1.2 | 1 | 岩手県 | 0.6 |
| 4 山形県 | | 25.0 | 4 山 | 形県 | 24.7 | 4 | 熊本県 | 3.1 | 4 北海道 | 0.40 | 4 北海 | 道 12.3 | 4 徳島県 | 96.8 | 4 神奈川県 | 0.8 | 4 | 新潟県 | 0.4 | 4 宮城県 | 4.7 | 4 和歌山県 | 0.62 | 4 | 北海道 | 8.3 | 4 滋賀県 | 95.8 | 4 | 岡山県 | 1.3 | 4 | 新潟県 | 1.0 |
| 5 鳥取県 | | 24.2 | 5 鳥 | 取県 | 23.9 | 5 | 宮城県 | 3.2 | 5 東京都 | 0.40 | 5 宮崎 | 県 10.9 | 5 長野県 | 96.1 | 5 島根県 | 0.9 | 5 | 茨城県 | 0.8 | 5 香川県 | 4.7 | 5 香川県 | 0.52 | 5 | 鹿児島県 | 8.1 | 5 新潟県 | 95.5 | 5 | 広島県 | 1.4 | 5 | 滋賀県 | 1.4 |
| 5 新潟県 | | 24.1 | 6 栃 | 木県 | 22.5 | 6 | 北海道 | 3.2 | 6 奈良県 | 0.39 | 6 宮城 | 県 10.7 | 6 鹿児島 | 県 95.9 | 6 東京都 | 0.9 | 6 | 香川県 | 0.9 | 6 鹿児島県 | 4.8 | 6 大阪府 | 0.46 | 6 | 石川県 | 7.6 | 6 鳥取県 | 95.4 | 6 | 静岡県 | 1.6 | 6 | 鳥取県 | 1.0 |
| 7 栃木県 | | 22.3 | 7 香 | III県 | 22.4 | 7 | 栃木県 | 3.4 | 7 福岡県 | 0.39 | 7 愛媛 | 県 10.2 | 7 富山県 | 95.9 | 7 岩手県 | 1.0 | 7 | 鳥取県 | 1.1 | 7 岩手県 | 5.3 | 7 北海道 | 0.44 | 7 | 和歌山県 | 7.3 | 7 香川県 | 95.4 | 7 | 愛媛県 | 1.6 | 7 | 群馬県 | 1. |
| 7 香川県 | | 22.3 | 8 鹿 | 児島県 | 21.3 | 8 | 岡山県 | 3.4 | 8 大阪府 | 0.36 | 8 奈良 | 県 7.9 | 8 大阪府 | 95.8 | 8 千葉県 | 1.0 | 8 | 石川県 | 1.1 | 8 北海道 | 5.3 | 8 石川県 | 0.43 | 8 | 宮城県 | 7.0 | 8 佐賀県 | 95.3 | 8 | 佐賀県 | 1.7 | 8 | 京都府 | 2. |
| 9 千葉県 | | 21.8 | 9 千 | 葉県 | 21.2 | 9 | 山梨県 | 3.6 | 9 徳島県 | 0.36 | 9 茨城 | 見 7.8 | 9 香川県 | 95.7 | 9 栃木県 | 1.4 | 9 | 奈良県 | 1.4 | 9 石川県 | 5.7 | 9 青森県 | 0.42 | 9 | 山梨県 | 6.6 | 9 奈良県 | 95.2 | 9 | 神奈川県 | 1.7 | 9 | 大阪府 | 2. |
| 9 鹿児島県 | Į | 21.8 | 9 福 | 井県 | 21.2 | 10 | 高知県 | 3.6 | 10 福井県 | 0.35 | 10 高知 | 見 7.7 | 10 茨城県 | 95.5 | 10 静岡県 | 1.5 | 10 | 富山県 | 1.6 | 10 鳥取県 | 5.9 | 10 島根県 | 0.41 | 10 | 高知県 | 6.4 | 10 大阪府 | 94.5 | 10 | 秋田県 | 1.8 | 10 | 奈良県 | 2. |
| 1 岐阜県 | | 21.2 | 11 岐 | 阜県 | 21.0 | 11 | 鹿児島県 | 3.8 | 11 宮城県 | 0.34 | 11 熊本 | 見 7.2 | 11 鳥取県 | 95.3 | 11 三重県 | 1.7 | 11 | 大阪府 | 1.7 | 11 高知県 | 5.9 | 11 奈良県 | 0.40 | 11 | 大阪府 | 6.1 | 11 群馬県 | 94.5 | 11 | 岐阜県 | 1.9 | 11 | 香川県 | 2.0 |
| 2 群馬県 | + | | 12 群 | | 20.9 | | | 3.8 | 12 新潟県 | 0.32 | | | 12 佐賀県 | 95.2 | <u> </u> | 1.8 | 12 | 長野県 | 1.8 | 12 茨城県 | 6.0 | 12 長崎県 | 0.40 | 12 | 山口県 | 6.0 | 12 島根県 | 94.3 | 12 | 愛知県 | - | | 宮城県 | 2. |
| .3 福井県 | + | | 13 新 | | | | 茨城県 | 3.8 | 13 鳥取県 | 0.32 | - | | | - | 13 佐賀県 | 1.8 | | 広島県 | 1.9 | | 6.4 | | + | ╀ | 福井県 | 5.8 | 13 栃木県 | 94.2 | 1 | 香川県 | | - | 栃木県 | 2. |
| 4 福島県 | + | | 14 熊 | | 20.2 | | + - | 4.1 | 14 群馬県 | 0.31 | + + - | | | 95.1 | 14 兵庫県 | 1.9 | _ | 和歌山県 | 2.0 | 14 群馬県 | 6.5 | | 0.39 | 1 | 青森県 | 5.8 | 14 岡山県 | 93.9 | 1 | 奈良県 | 2.3 | 1 | 富山県 | 2. |
| 4 和歌山県 | + | | 15 青 | | 20.0 | | | 4.2 | 15 兵庫県 | 0.30 | 1 | | | _ | 15 鹿児島県 | 1.9 | _ | 鹿児島県 | 2.2 | 15 福井県 | 6.6 | 1 1 1 1 1 1 1 | 0.39 | 1 | 群馬県 | 5.8 | 15 長野県 | 93.8 | 1 | 岩手県 | _ | 1 | 島根県 | 2. |
| .6 青森県 | +- | | 15 福 | | 20.0 | | 群馬県 | 4.3 | 16 愛知県 | 0.30 | | - | + + - | - | | 2.0 | - | 宮城県 | 2.3 | | 6.6 | | + | 1 | 島根県 | 5.5 | 16 愛媛県 | 93.7 | 1 | 埼玉県 | - | | 佐賀県 | 3. |
| 7 石川県 | + | | 17 和 | | | _ | 島根県 | 4.5 | 17 沖縄県 | 0.30 | 1 | - | | - | 17 長野県 | 2.1 | - | 高知県 | 2.4 | 17 京都府 | 6.9 | | 1 | 1 | 福島県 | 5.2 | 17 京都府 | 93.5 | 1 | 長野県 | 1 | 1 | 鹿児島県 | 3. |
| 8 京都府 | +- | 19.6 | | 川県 | 19.6 | | + | 4.6 | 18 岩手県 19 京都府 | 0.30 | + + - | | | 94.2 | 18 滋賀県 19 大阪府 | 2.3 | | 愛媛県 | 2.5 | 18 岡山県 19 広島県 | 7.0 | 1 1 | 0.38 | 1 | 奈良県 | 5.1 | 18 富山県 19 秋田県 | 93.3 | 1 | 東京都島根県 | 2.5 | 1 | 茨城県 徳島県 | 3. |
| 9 佐賀県0 熊本県 | +- | | 19 京 20 佐 | | 19.5 | | 長崎県 | 4.6 4.6 | 20 茨城県 | 0.30 | + + - | | | - | - | 2.5 | - | 北海道青森県 | 2.5 | | 7.1 | | 0.38 | ╀ | 長崎県愛知県 | 5.0 4.9 | 20 熊本県 | 93.2 92.5 | 1 | あ 板県 滋賀県 | - | 1 1 | 概島県 長野県 | 3. |
| 1 静岡県 | _ | | 21 静 | | 18.6 | | + | 4.7 | 21 富山県 | 0.30 | | | | 93.9 | | 2.7 | _ | 京都府 | 2.7 | 21 青森県 | 7.2 | | 0.37 | 1 | 新潟県 | 4.9 | 20 原本県 21 徳島県 | 92.4 | 1 | | 3.0 | 1 | 熊本県 | 4. |
| 2 大分県 | + | | 21 島 | | 18.6 | | | 4.7 | 22 石川県 | 0.29 | | - | | _ | | 2.7 | | 佐賀県 | | | 7.4 | | | 1 | 神奈川県 | 4.8 | 22 福岡県 | 91.4 | 1 | 大阪府 | - | 1 | 福岡県 | 4. |
| 13 島根県 | +- | | 21 岡 | | | | 奈良県 | 4.9 | 23 滋賀県 | 0.28 | + + - | | + + - | | 23 愛知県 | - | _ | 秋田県 | | | 7.5 | | 1 | - | 京都府 | 4.7 | 23 青森県 | 91.2 | 1 | 山口県 | + - | 1 | 愛媛県 | 4. |
| 4 岡山県 | +- | 17.9 | | 重県 | 18.3 | _ | + | 5.1 | 24 高知県 | 0.28 | 1 | + | | - | | 2.8 | | 岡山県 | 3.5 | | 7.5 | | 0.36 | + | 沖縄県 | 4.6 | 24 岐阜県 | 90.8 | 1 | 栃木県 | + - | 1 | 岡山県 | 4. |
| 25 三重県 | | 17.8 | 25 大 | 分県 | 17.7 | 25 | 兵庫県 | 5.2 | 25 広島県 | 0.28 | 25 長崎 | 県 5.6 | 25 福井県 | 93.4 | 25 広島県 | 2.9 | 25 | 山梨県 | 3.6 | 25 新潟県 | 7.6 | 25 佐賀県 | 0.34 | 25 | 東京都 | 4.5 | 25 石川県 | 90.8 | 25 | 山形県 | 3.5 | 25 | 秋田県 | 5. |
| 26 秋田県 | | 17.7 | 26 秋 | 田県 | 17.4 | 26 | 香川県 | 5.2 | 26 鹿児島県 | 0.27 | 26 広島 | 県 5.1 | 26 岐阜県 | 93.3 | 26 熊本県 | 2.9 | 26 | 岐阜県 | 3.7 | 26 埼玉県 | 7.8 | 26 宮城県 | 0.33 | 26 | 福岡県 | 4.5 | 26 鹿児島県 | 90.7 | 26 | 熊本県 | 3.5 | 26 | 青森県 | 5. |
| 27 富山県 | | 17.1 | 27 茨 | 城県 | 16.9 | 27 | 徳島県 | 5.3 | 27 岐阜県 | 0.27 | 27 新潟 | 果 5.1 | 27 愛媛県 | 93.2 | 27 岐阜県 | 3.0 | 27 | 山口県 | 3.7 | 27 愛知県 | 7.8 | 27 京都府 | 0.32 | 27 | 山形県 | 4.3 | 27 山口県 | 90.6 | 27 | 新潟県 | 3.5 | 27 | 山口県 | 6. |
| 28 東京都 | | 16.8 | 28 東 | 京都 | 16.8 | 28 | 広島県 | 5.4 | 28 佐賀県 | 0.27 | 28 佐賀 | 県 5.0 | 28 和歌山 | 県 93.1 | 28 岡山県 | 3.0 | 28 | 福岡県 | 3.8 | 28 大分県 | 7.8 | 28 富山県 | 0.32 | 28 | 滋賀県 | 4.2 | 28 千葉県 | 90.4 | 28 | 青森県 | 3.6 | 28 | 和歌山県 | 6. |
| 29 茨城県 | | 16.4 | 29 富 | 山県 | 16.7 | 29 | 佐賀県 | 5.4 | 29 愛媛県 | 0.27 | 29 鳥取 | 県 4.9 | 29 青森県 | 92.8 | 29 徳島県 | 3.2 | 29 | 山形県 | 3.8 | 29 奈良県 | 7.9 | 29 神奈川県 | 0.32 | 29 | 鳥取県 | 4.2 | 29 愛知県 | 89.4 | 29 | 富山県 | 3.8 | 29 | 大分県 | 6. |
| 29 滋賀県 | | 16.4 | 30 奈 | 良県 | 16.1 | 30 | 山形県 | 5.6 | 30 埼玉県 | 0.26 | 30 山口 | 県 4.9 | 30 大分県 | 92.7 | 30 京都府 | 3.3 | 30 | 島根県 | | 30 栃木県 | | 30 滋賀県 | | | 茨城県 | 4.2 | 30 神奈川県 | 89.2 | 30 | 群馬県 | 3.8 | 30 | 岐阜県 | 7. |
| 29 高知県 | _ | | 31 長 | | | | 福井県 | 5.7 | | | 31 岡山 | | | _ | 31 香川県 | | _ | 大分県 | | | | 31 埼玉県 | | _ | 長野県 | 4.0 | | | | 徳島県 | | | 福井県 | 7. |
| 32 奈良県 | _ | | 31 滋 | | | | 岐阜県 | 5.7 | | 0.26 | | _ | | | 32 鳥取県 | | | 岩手県 | | 32 長崎県 | | 32 熊本県 | | | 岐阜県 | 4.0 | 32 福井県 | | | 高知県 | | $\overline{}$ | 福島県 | 8. |
| 3 長野県 | _ | | 31 高 | | | | 青森県 | 5.8 | | _ | 33 石川 | | 33 山形県 | _ | 33 茨城県 | 1 | | 福井県 | | 33 千葉県 | 1 | 33 兵庫県 | | | 徳島県 | | 33 広島県 | | | 福岡県 | | | 宮崎県 | 8. |
| 4 長崎県 | _ | | 34 長 | | | | 神奈川県 | 6.0 | 34 山形県 | + | 34 沖縄 | | | | 34 山形県 | 4.0 | | 千葉県 | | 34 秋田県 | ! | 34 山形県 | | _ | 富山県 | | 34 埼玉県 | | _ | 京都府 | _ | - | 愛知県 | 8. |
| 福岡県 油畑県 | | | 35 沖 36 埼 | | | | 和歌山県 | 6.1 | 35 大分県 | | 35 秋田 36 香川 | | | | 35 福岡県 | | | 長崎県 | | 35 富山県 | | 35 岡山県 | | | 埼玉県 | | 35 静岡県 | | | 福井県 | | | 千葉県 | 8. |
| 56 沖縄県7 愛媛県 | | | 36 埼 37 愛 | | | | 石川県 新潟県 | | 36 長野県 37 青森県 | | 36 香川 37 山形 | _ | | _ | 36 沖縄県 37 埼玉県 | | | 埼玉県 栃木県 | | 36 東京都 37 和歌山県 | | 36 静岡県 37 千葉県 | | _ | 岡山県 佐賀県 | | 36 和歌山県 37 山形県 | | | 沖縄県三重県 | | | 神奈川県山形県 | |
| | + | | 37 要 37 要 | | | | 新潟県 福岡県 | 6.3 | 37 青森県 38 香川県 | _ | 37 山形 38 滋賀 | | | | 37 埼玉県 38 愛媛県 | | | 版本県 | | 37 和歌山県 38 熊本県 | | 37 十葉県 38 栃木県 | | _ | 佐貨県 静岡県 | | 37 山形県 38 福島県 | | | 大分県 | | | 埼玉県 | 10. |
| 8 埼玉県 | + | | 39 北 | | | | 沖縄県 | 6.4 | 39 福島県 | | 38 滋貝 | | 39 神奈川 | | 38 愛媛県 39 青森県 | | | 福島県 | | 39 福岡県 | | 39 茨城県 | | | 熊本県 | | 39 茨城県 | | | 長崎県 | _ | - | 広島県 | 11. |
| 0 愛知県 | _ | | 40 大 | | | | 鳥取県 | 6.5 | | + | 40 静岡 | _ | 40 兵庫県 | | 40 和歌山県 | | | 東京都 | | 40 兵庫県 | | 40 鳥取県 | | | 千葉県 | | 40 宮崎県 | | | 鹿児島県 | | | 山梨県 | 12. |
| 1 大阪府 | + | | 41 兵 | | | | 滋賀県 | 6.5 | 41 秋田県 | | 41 和歌 | | 41 秋田県 | | 41 奈良県 | | | 兵庫県 | | 41 長野県 | | 41 山梨県 | | | 栃木県 | | 41 東京都 | | | 北海道 | | | 静岡県 | 12. |
| 2 兵庫県 | _ | | 42 山 | | | | 東京都 | 6.7 | 42 栃木県 | _ | 42 青森 | _ | 42 北海道 | | 42 石川県 | | _ | 神奈川県 | 10.3 | 42 徳島県 | | 42 大分県 | | _ | 兵庫県 | | 42 兵庫県 | | | 和歌山県 | | - | 沖縄県 | 15 |
| 2 広島県 | _ | | 43 広 | | | | 埼玉県 | 6.8 | | _ | 43 埼玉 | | 43 三重県 | | 43 群馬県 | | | 三重県 | | | | 43 福島県 | | _ | 大分県 | 3.0 | | | | 福島県 | _ | | 北海道 | 15 |
| 4 山口県 | | | 43 宮 | | | | 長野県 | 7.2 | 44 山梨県 | 0.21 | | | | | 44 山梨県 | 6.8 | | 沖縄県 | 18.0 | 44 岐阜県 | | 44 愛媛県 | | | 広島県 | 2.2 | 44 沖縄県 | | | 山梨県 | | | 三重県 | 15 |
| 5 徳島県 | + | | 45 福 | _ | | _ | 愛知県 | 7.9 | | | 45 神奈 | | | | 45 宮崎県 | 7.1 | | 愛知県 | 19.8 | 45 三重県 | | 45 三重県 | | _ | 愛媛県 | 2.1 | 45 三重県 | + | _ | 宮崎県 | | _ | 東京都 | 15. |
| 6 宮崎県 | 1 | 13.2 | 46 徳 | 島県 | 13.3 | 46 | 大分県 | 9.2 | 46 静岡県 | 0.18 | 46 長野 | 果 3.3 | 46 静岡県 | 73.6 | 46 秋田県 | 8.0 | 46 | 静岡県 | 24.9 | 46 山口県 | 11.0 | 46 広島県 | 0.16 | 46 | 三重県 | 2.1 | 46 長崎県 | 78.8 | 46 | 石川県 | 8.8 | 46 | 長崎県 | 15. |
| 17 神奈川県 | l . | 13.1 | 47 神 | 奈川県 | 12.5 | 47 | 山口県 | 9.3 | 47 岡山県 | 0.16 | 47 大分 | 具 2.7 | 47 宮崎県 | 65.5 | 47 北海道 | 9.3 | 47 | 宮崎県 | 27.3 | 47 愛媛県 | 11.2 | 47 秋田県 | 0.14 | 47 | 秋田県 | 1.7 | 47 北海道 | 78.3 | 47 | 茨城県 | 13.0 | 47 | 兵庫県 | 18. |
| 全国 | | 17.2 | 全 | E | 17.0 | | 全国 | 5.0 | 全国 | 0.28 | 全国 | 5.6 | 全国 | 91.3 | 全国 | 2.9 | | 全国 | 5.7 | 全国 | 7.4 | 全国 | 0.35 | | 全国 | 4.7 | 全国 | 87.9 | | 全国 | 2.9 | · | 全国 | 9.2 |

